

製品安全データシート(SDS)

作成日 2026年06月01日

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	ラッカーシンナーG100
会社名	東洋石油化学株式会社
住所	三重県三重郡川越町高松171番地
電話番号	059-365-0522
FAX番号	059-363-1661
推奨用途及び使用上の制限	希釈・洗浄用



2. 危険有害性の要約

GHS分類 物理化学的危険性
健康に対する有害性

引火性液体	区分2
急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
皮膚腐食性・刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2
生殖毒性	区分1A
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(中枢神経系・全身毒性)
	区分3(麻酔作用・気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(中枢神経系・腎臓・血液系)、区分2(呼吸器;肝臓・脾臓)
誤えん有害性	区分1
水生環境有害性 短期(急性)	区分2
水生環境有害性 長期(慢性)	区分3

環境に対する有害性

GHSラベル要素
絵表示又はシンボル注意喚起語
危険有害性情報

危険
引火性の高い液体及び蒸気
吸入すると有害
皮膚刺激
強い眼刺激
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
授乳中の子に害を及ぼすおそれ
中枢神経系・全身毒性の障害
眠気又はめまいのおそれ
呼吸器への刺激のおそれ
長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系・腎臓・血液系の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器・肝臓・脾臓の障害のおそれ
水生生物に毒性

注意書き

長期継続的影響によって水生生物に有害
【安全対策】
熱、火花、裸火及び高温のもののような着火源から遠ざけること。
容器を設置すること／アースを取ること。
電気機器、換気装置、照明機器等は防爆型を使用すること
適切な保護手袋を着用すること。

適切な保護眼鏡、保護面を着用すること。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 使用前に取扱説明書を入手すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 適切な個人用保護具を使用すること。
 妊娠中、授乳期中は接触を避けること。
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
 粉塵、ヒューム、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 容器は密閉しておくこと。
 環境への放出を避けること。

【応急措置】

火災の場合は、炭酸ガス、泡、粉末消火器を使用すること。
 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
 皮膚に付着した場合、皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを求めること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 眼に入った場合、眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当てを受けること。
 ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
 吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 吸入した場合、気分が悪い時は医師に連絡すること。
 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
 飲み込んだ時は直ちに医師に連絡する事。口をすすぎ、無理に吐かせないこと。
 漏出物を回収すること。

【保管】

換気の良い冷所で保管する事、また施錠して保管すること。
 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質

化学物質／混合物の区分 成分	混合物 代表組成	
成分名	含有量(代表値)	CAS.No
トルエン	75wt%	108-88-3
イソプロピルアルコール	15wt%	67-63-0
酢酸エチル	10wt%	141-78-6

4. 応急措置

吸入した場合

蒸気・ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる事。気分が悪い時には、医師に連絡すること。

蒸気・ガス等を大量に吸い込んだ場合は、直ちに空気の清浄な場所に移し暖かく安静にする。呼吸が不規則または、止まっている場合は人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込まないようにする。直ちに医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合	多量の水と石鹼で十分に洗い流す。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。 付着物を直ちに除去する。 汚染された衣類を取り除くこと。
目に入った場合	直ちに清浄な水で十分に洗う、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す、瞼の裏まで十分に洗うこと。 医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受ける。 嘔吐物は飲み込ませないようにする。医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
応急措置をする者の保護	適切な保護具(保護眼鏡、保護マスク、手袋等)を着用すること。 換気を行う。

5. 火災時の措置

消火剤 使ってはならない消火剤 特有の消火方法	泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス 水(棒状放水、高圧水) 危険でなければ火災区域から容器や可燃性の物を移動する。 指定された消火剤を使用する。 高温に晒されている容器は水をかけて冷却する。 安全に対処できるならば着火源を除去すること。 消火活動は風上より行う。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時の措置	作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、保護眼鏡等)使用する。 全ての着火源、付近の可燃物を取り除く。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 漏えい区域を、関係者以外立入り禁止とし二次災害を防止する。 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。 密閉された場所に立入る前に換気し、低地から離れる。
環境に対する注意事項	河川への排出等により、環境への影響を起こさない様に注意する。
回収・中和	漏洩物は密閉できる容器に回収し安全な場所に移す。 乾燥砂、土、他の不燃性の物に吸着させ回収する。大量の流出は盛り土で困って流出を防止する。
封じ込め及び浄化方法・機材 二次災害の防止策	付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置をすること。 衝撃、静電気に備えて火災が発生しない様な材質の用具を用いて回収する。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
安全取扱い注意事項	裸火や高温のものから遠ざけること。-禁煙。 工具は火花防止型の物を使用する。作業中は帯電防止型の作業服、靴を使用する。 換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密閉する。 使用前に使用説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 皮膚、粘膜、着衣に触れたり眼に入らぬよう保護具を着用すること。

**接触回避
注意事項**

取扱い後は手・顔等によく洗い休息所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

密閉された場所での作業は局所排気装置を付け保護具をつけて作業をする。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

静電気対策の装置等を設置し、電気機器類は防爆型を使用する。

有規則第2種有機溶剤を5%超を含有する物は、密閉設備か局所設備が義務化されている。

消防法の規制に従う。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

アルミニウム、強酸化剤、強塩基、強酸から離して保管する。

火気及び熱源から離して保管すること。

容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。

直射日光を避け、施錠して保管すること。

**保管
技術的対策
混触危険物質
保管条件**

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 トルエン: 20ppm
イソプロピルアルコール: 200ppm
酢酸エチル: 200ppm

許容濃度
(日本産衛学会) トルエン: 50ppm (188mg/m³) (経皮吸収)
イソプロピルアルコール: 最大許容濃度 400ppm (980mg/kg)
酢酸エチル: 200ppm (720mg/m³)

(ACGIH) トルエン: 設定あり
イソプロピルアルコール: 設定あり
酢酸エチル: 設定あり
※許容濃度 (ACGIH) 参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策

設備は防爆型を使用し、排気装置を設けて、蒸気が滞留しないようにする。

輸送、くみ取り、攪拌機等の機器にアースを取る設備にする。

取扱い場所付近に、高温、発火源となる物が置かれない様な設備とすること。

腐食物質に作業者が直接接触したり、暴露しないように配慮をすること。

屋内塗装作業の場合は、局所排気装置等により作業員が暴露から避けられる設備にすること。

**保護具
呼吸器の保護具**

有機ガス用防毒マスクを着用する。

密閉された場所では送気マスクを着用する。

その有害性物質に対して適切な保護マスクを着用する。

有機溶剤または化学薬品が浸透しない材料の手袋を着用する。

手の保護具

適切な眼の保護具を着用すること。

眼の保護具

皮膚及び身体の保護具

皮膚を直接晒させないような衣類を用いること。また、化学品が浸透しない材質であることが望ましい。

衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态	液体
臭気	溶剤臭あり
色	無色透明
pH	データなし
融点・凝固点	データなし
沸点	≧77°C
引火点	≧-4°C
爆発範囲	データなし
蒸気圧	データなし
比重	0.859±0.01
自然発火温度	≧399°C
自己反応性 爆発性	データなし
溶解性	非水溶性

10. 安定性及び反応性

反応性
化学的安定性
危険有害反応可能性

「危険有害反応可能性」を参照。

通常の見取りにおいては安定である。
酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
ゴム及びある種のプラスチックを侵す。

避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物

強塩基及び強酸と激しく反応する。

加熱、混触危険物質との接触

酸化剤、強塩基、強酸

加熱により、刺激性、腐食性、毒性のガスを発生するおそれがある。

11. 有害性情報

急性毒性 経口

区分に該当しない。

【分類根拠】

トルエン:ラットLD50代表値 5,000mg/kg

イソプロピルアルコール:ラットLD50代表値 4,384mg/kg

酢酸エチル:ラットLD50代表値 5,600mg/kg

経皮

区分に該当しない。

【分類根拠】

トルエン:ウサギLD50代表値 14,100mg/kg

イソプロピルアルコール:ウサギLD50値 12,870mg/kg

酢酸エチル:LD50代表値 >18,000mg/kg

吸入:ガス

GHSの定義における液体である。区分に該当しない

吸入:蒸気

区分4

【分類根拠】

トルエン:トルエン:ラットLC50(4時間)代表値 4,000ppm

イソプロピルアルコール:ラットLC50(4時間)代表値 68.5mg/L

酢酸エチル:ラットLC50(4時間)代表値 4,000ppm

吸入:粉じん及びミスト

データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性・刺激性

区分2

【分類根拠】

トルエン:区分2

イソプロピルアルコール:区分に該当しない。

酢酸エチル:区分に該当しない。

眼に対する重篤な損傷性・刺激性	区分2 【分類根拠】 トルエン: 区分2 イソプロピルアルコール: 区分2 酢酸エチル: 区分2B
呼吸器感受性	データ不足のため分類できない。
皮膚感受性	データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない。
発がん性	データ不足のため分類できない。
生殖毒性	区分1A 【分類根拠】 トルエン: 区分1A イソプロピルアルコール: 区分2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(中枢神経系・全身毒性)、区分3(麻酔作用・気道刺激性) 【分類根拠】 トルエン: 区分1(中枢神経系)、区分3(麻酔作用・気道刺激性) イソプロピルアルコール: 区分1(中枢神経系・全身毒性)、区分3(気道刺激性) 酢酸エチル: 区分3(麻酔作用・気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(中枢神経系・腎臓・血液系)、区分2(呼吸器・肝臓・脾臓) 【分類根拠】 トルエン: 区分1(中枢神経系・腎臓) イソプロピルアルコール: 区分1(血液系)、区分2(呼吸器・肝臓・脾臓) 酢酸エチル: 区分に該当しない。
誤えん有害性	区分1 【分類根拠】 トルエン: 区分1
12. 環境影響情報 水性環境有害性 短期(急性)	区分2 【分類根拠】 トルエン: 区分2 イソプロピルアルコール: 区分に該当しない。 酢酸エチル: 区分に該当しない。
水性環境有害性 長期(慢性)	区分3 【分類根拠】 トルエン: 区分3 イソプロピルアルコール: 区分に該当しない。 酢酸エチル: 区分に該当しない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃液・容器等の廃棄物は許可を受けた処理業者に委託し処理をする。

廃材料・焼却灰等の一部は特定有害産業廃棄物及び関係する法律に準じて処理をする。

容器・機器装置等を洗浄した廃液は、地面、河川、排水溝へ流出させない様にする。

汚染容器及び包装

使用済空容器は内容物を除去し、許可を受けた専門業者に処理委託をする。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制 国連分類

クラス3(引火性液体)

国連番号

1263

海上規制情報

IMOの規定に従う。

航空規制情報

ICAO・IATAの規定に従う。

国内規制

海上規制情報

船舶安全法に従う。

航空規制情報

航空法に従う。

陸上規制情報

消防法、道路法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件

引火性液体なので火気厳禁

輸送前に容器の破損、腐食・漏れ等が無いことを確認する。

転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。

該当法規に従い梱包、表示、輸送を行う。

15. 適用法令

消防法

危険物 第4類 第1石油類 非水溶性液体 危険等級Ⅱ

労働安全衛生法

危険物・引火性のもの

名称等を表示・通知すべき危険物及び有害物(トルエン・イソプロピルアルコール・酢酸エチル)

皮膚等障害化学物質等(トルエン)

第2種有機溶剤等

化管法

第1種指定化学物質(トルエン)

海洋汚染防止法

有害液体物質Y類(トルエン)

有害液体物質Z類(イソプロピルアルコール・酢酸エチル)

大気汚染防止法

揮発性有機化合物

優先取引物質(トルエン)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(トルエン)

船舶安全法

引火性液体類

航空法

引火性液体

悪臭防止法

特定悪臭物質(トルエン)

16. その他の情報

引用文献

化学工業日報社 17019の化学商品

厚生労働省 職場のあんぜんサイト

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

NITE-CHRIP

- * このSDSは、当社の製品を適正にご使用頂く為に必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので通常の取り扱いを対象としたものです。記載内容は、現時点で入手した資料、情報データに基づき作成しておりますが、有害性危険に関する評価は必ずしも十分なものではありませんので取り扱いには充分注意してください。

このSDSは、法令の改正、新しい知見情報等により改訂することがあります。